

令和7年1月1日時点で施工中の盛土等の工事は「届出」が必要です！



工事の届出について

石川県では令和7年1月1日に県下全域（金沢市を除く）を盛土規制法の規制区域（宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域）に指定し、運用を開始する予定です。以下の盛土等を行う場合において、運用開始日前に工事に着手したときは、工事主は、**運用開始日から21日以内（令和7年1月22日まで）に盛土等に関する届出が必要です。**なお、運用開始日以降に工事に着手しようとするときは、盛土等に関する許可申請または届出が必要です。

- ▶ 土地（森林・農地を含む）を造成するための盛土・切土
- ▶ 土石の堆積（一時的な堆積）
- ▶ 旧宅地造成工事規制区域外で行っている宅地造成（都市計画法の開発許可を取得しているものも含む）
※開発許可を受けたもので、令和7年1月1日までに工事着手しない場合には、改めて許可申請（盛土規制法）が必要となります。

届出対象となる規模

【土地の形質の変更（盛土・切土）】

①盛土で
1m超
の崖を生ずるもの

②切土で
2m超
の崖を生ずるもの

③切土及び盛土で
2m超
の崖を生ずるもの
（①、②を除く）

④盛土で高さ
2m超
となるもの
（①、③を除く）

⑤切土又は盛土をする面積が
500㎡超
となるもの
（①～④を除く）

※『崖』とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

【一時的な土石の堆積】

①堆積の面積が
500㎡超
となるもの

②堆積の高さが **2m超**
かつ面積が **300㎡超**
となるもの（①を除く）

届出に必要な書類(正1部・副1部)

- ①届出書
- ②位置図
- ③地形図
- ④土地の平面図
- ⑤届出地及びその周辺の写真

届出の窓口

石川県（金沢市を除く）における盛土規制法の工事の届出は、工事主が、石川県知事あるいは権限移譲市長に対して行ってください。届出書の提出先は次のとおりです。

	申請所在地	届出窓口	相談窓口	
			宅地造成等工事規制区域	特定盛土等規制区域
権 限 移譲市	七尾市、小松市、加賀市 白山市、能美市、野々市市	各市町 担当窓口	各市 担当窓口	
奥能登	輪島市、珠洲市 穴水町、能登町		奥能登土木総合事務所 分室 建築課	奥能登農林総合事務所 管理部 企画調整室
中能登	羽咋市、志賀町 宝達志水町、中能登町		中能登土木総合事務所 建築課	中能登農林総合事務所 管理部 企画調整室
県 央	かほく市、津幡町 内灘町		津幡土木事務所 建築課	県央農林総合事務所 管理部 企画調整室
南加賀	川北町		南加賀土木総合事務所 建築課	南加賀農林総合事務所 管理部 企画調整室

お問合せ先

石川県土木部砂防課 TEL：076-225-1751

石川県土木部建築住宅課 TEL：076-225-1778

石川県農林水産部森林管理課 TEL：076-225-1641

石川県農林水産部農業経営戦略課 TEL：076-225-1633